

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

### 今回のテーマ： 移転価格税制に関する議論

近年、移転価格課税の更正処分が急増したことを受け、経済産業省は昨年11月、移転価格税制研究会を設置しました。同研究会の成果として、2007年度税制改正において、相互協議中の納税猶予制度（国税）が創設されるとともに、2007年6月には国税庁の事務運営要領の見直しが行われました。

このような状況において、2007年7月京都にて、国際租税協会（IFA）年次総会が開催されました。同年次総会では、主要議題のひとつとして「移転価格と無形資産」が討議され、①独立企業間価格の算定方法、②調査手続等の論点が、今後の制度上の課題として提起されました。

#### 1 国際租税協会（IFA）における議論

##### <独立企業間価格の算定方法の選定>

租税特別措置法上、移転価格の算定方法としては、基本三法が優先適用されます。しかしわが国では、基本三法の適用に厳格な比較対象性を要求する傾向にあるため、実務上利益分割法（残余利益分割法）が多用されています。この利益分割法は、比較対象取引に基づく算定が行われる余地が小さいため、当局による恣意的な課税が行なわれやすいといった懸念が表明されています。

このような懸念に対し IFA は、基本三法の比較可能性の要件を柔軟に解釈することが、OECD ガイドラインの見直しに反映されるべきであるとしてしました。また、基本三法と同様に比較対象取引のデータを用いる取引単位営業利益法については、基本三法に劣後する「その他の方法」とするのではなく、適用順序としての位置づけを見直すことが検討されています。

##### <幅（レンジ）による課税について>

OECD ガイドラインには、独立企業間価格幅を容認するような記述がありますが（OECD ガイドライン 1.45）、租税特別措置法第 66 条の 4 は、課税における幅の概念を認めるものではないという見解を、当局が持っていると考えられています。ところが当局は、事前確認（APA）の際には幅の概念を認めています。すなわち、APA では、幅の概念を認めながら、実際の課税の際には、ピンポイントで課税するという矛盾した法の解釈・運用を行っています。IFA においては、信頼性が相対的に同等と考えられる複数の比較対象取引が存在する場合には、独立企業間価格について幅の概念を適用することが当然であり、OECD ガイドラインにおいても、そのことがストレートに記載されるべきであるとしています。

#### 2 シークレット・コンパラブルの行政文書開示請求

IFA において、上述の調査手続上の課題として提起された論点は、シークレットコンパラの使用制限です。この論点に関しては、シークレット・コンパラブルの行政文書開示請求訴訟において、納税者が敗訴する事案がありました（2007年8月28日付）。本訴は、移転価格調査において法人税の更正処分等を受けた原告が、当局の採用した比較対象取引に係る行政文書の開示を、企業情報公開法に基づいて、請求したところ、当局が全部不開示の決定をしたことからこれを不服とする原告がその取消を求めたものです。

この判決により、シークレット・コンパラブルによる推定課税が行われた場合には、当局の更正処分の検証や反証を行うことが極めて難しいことが認識できます。従って納税者は、この推定課税（租法 66 の 4⑦）が適用されないためにも、事前の準備が重要であると考えます。具体的には移転価格事務運営要領 2-4 に規定されている、①法人および国外関連者ごとの資本関係及び事業内容を記載した書類等、②法人が独立企業間価格の算定に使用した書類等、③国外関連取引の内容を記載した書類等、④その他必要と認められる書類等、の準備が挙げられます。

#### **お見逃しなく！**

産業界は、利益が出た年度は課税され、損失が出た年度は一切の考慮がない現状の移転価格税制の改善を求めています。IFA においても、複数年度を通算した結果が合理的な範囲にあり、その結果が納税者の移転価格の複雑さ基因する場合には、課税の柔軟性が認められるべきであるとしています。